

(仮称) 海上地域小学校 学校再編代表者会議委員名簿

敬称略

保護者代表 (条例第 5 条第 2 項第 1 号)	横田 幸広	よこた ゆきひろ	鶴巻小学校 PTA 会長 鶴巻小学校地域検討会議 会長
	石毛 篤	いしげ あつし	鶴巻小学校 PTA 副会長
	鈴木 めぐみ	すずき めぐみ	鶴巻小学校 PTA 会員
	下田 稔也	しもだ としや	滝郷小学校 PTA 会長
	宮内 奈津子	みやうち なつこ	滝郷小学校 PTA 会員
	小長谷 裕子	こはせ ゆうこ	滝郷小学校 PTA 会員
	細谷 祐司	ほそや ゆうじ	嚶鳴小学校 PTA 会長
	大橋 拓郎	おおはし たくろう	嚶鳴小学校 PTA 副会長
	香取 良美	かとり よしみ	嚶鳴小学校 PTA 副会長
地域住民代表 (条例第 5 条第 2 項第 2 号)	遠藤 茂樹	えんどう しげき	見広区 区長
	越川 和男	こしかわ かずお	松ヶ谷区 区長 滝郷小学校地域検討会議 会長
	江畑 猶興	えはた なおき	高生区 区長 嚶鳴小学校地域検討会議 会長
学校教育関係者 (条例第 5 条第 2 項第 3 号)	見山 望	みやま のぞむ	鶴巻小学校 校長
	渡邊 克己	わたなべ かつみ	滝郷小学校 校長
	佐藤 久和	さとう ひさかず	嚶鳴小学校 校長
福祉関係者 ・青少年育成関係者 (条例第 5 条第 2 項第 4 号/5号)	小関 三枝子	こせき みえこ	青少年相談員(鶴巻小学校区)
	島田 克康	しまだ かつやす	青少年相談員(滝郷小学校区)
	滑川 博之	なめがわ ひろゆき	青少年相談員(嚶鳴小学校区)
その他教育委員会 が必要と認める者 (条例第 5 条第 2 項第 6 号)	年見 翼	としみ つばさ	鶴巻保育園保護者
	中村 晃久	なかむら あきひさ	鶴巻保育園保護者
	金田 直樹	かねだ なおき	海上保育所保護者
	藤永 晴香	ふじなが はるか	海上保育所保護者
	浪川 幸浩	なみかわ ゆきひろ	うなかみ幼稚園保護者
	嶋田 徳行	しまだ のりゆき	嚶鳴小学校 学校運営協議会委員

(仮称) 海上地域小学校 学校再編代表者会議委員名簿 (学校別)

敬称略

委員役職		鶴巻小		滝郷小		嚶鳴小	
保護者代表 【第1号】	PTA (各3名)計9名	1	横田 幸広 PTA会長	1	下田 稔也 PTA会長	1	細谷 祐司 PTA会長
		2	石毛 篤 PTA副会長	2	宮内 奈津子	2	大橋 拓郎 PTA副会長
		3	鈴木 めぐみ	3	小長谷 裕子	3	香取 良美 PTA副会長
地域住民代表 【第2号】	区長 (各1名)計3名	1	遠藤 茂樹 見広区	1	越川 和男 松ヶ谷区	1	江畑 猶興 高生区
学校教育関係者 【第3号】	校長 (各1名)計3名	1	見山 望	1	渡邊 克己	1	佐藤 久和
福祉関係者 青少年育成関係者 【第4・5号】	民生委員 主任児童委員 青少年相談員 (各1名)計3名	1	小関 三枝子 青少年相談員	1	島田 克康 青少年相談員	1	滑川 博之 青少年相談員
その他教育委員会 が必要と認める者 【第6号】	未就学児保護者 学校運営協議会委員 (各2名程度)計6名	1	年見 翼 鶴巻保育園	1	金田 直樹 海上保育所	1	浪川 幸浩 うなかみ幼稚園
		2	中村 晃久 鶴巻保育園	2	藤永 晴香 海上保育所	2	嶋田 德行 学校運営協議会委員

代表者会議の設置・進め方について

1. 代表者会議とは（旭市学校再編代表者会議条例）

①旭市教育委員会の諮問^{※1}に応じ、次の事項について、調査審議して答申^{※2}する会議です。（条例第4条）

【所掌事務】

- (1)学校再編の可否 (2)統合校の位置
(3)統合校の開校時期 (4)統合校の名称 (5)その他

②答申（意思決定）をするときは、採決にて行います。（条例第7条第3項）

(1)と(2)は出席委員の3分の2以上の賛成、(3)～(5)は出席委員の過半数で決します。

③代表者会議の答申を踏まえて、旭市教育委員会が内容を決定し、旭市議会へ必要な条例改正^{※3}などの議案を提出して、議決を得て最終決定となります。

④委員の人数は原則25人以内となります。（条例第5条）

⑤代表者会議に会長、副会長を置き、会議は会長が招集し、その議長となります。（条例第6条、7条）

⑥会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができません。（条例第7条第2項）

2. 委員の身分について

代表者会議は条例により定められた市の附属機関となるので、委員は地方公務員法第3条^{※4}に定める地方公務員（非常勤特別職）となります。よって、委員の氏名、会議の内容等は原則公開となります。

3. 委員の任期について（旭市学校再編代表者会議条例 第5条第3項）

委員の任期は、委嘱の日から答申が完了する日までとなります。年度が変わり、役職がなくなった場合でも、委嘱書は個人に対して交付しているので、役職に関わらず委員として継続します。

ただし、どうしても継続することが困難な場合には、後任の者と交代することも可能とします。その場合は新しい委員に委嘱書の交付を行います。

※1 諮問

定められた事項について意見を求めること。

※2 答申

諮問に対して審議、意思決定して回答をすること。

※3 変更が必要な条例等（一例）

- ・旭市小学校設置条例
- ・旭市立小学校及び中学校通学区域に関する規則
- ・旭市放課後児童健全育成事業運営要綱

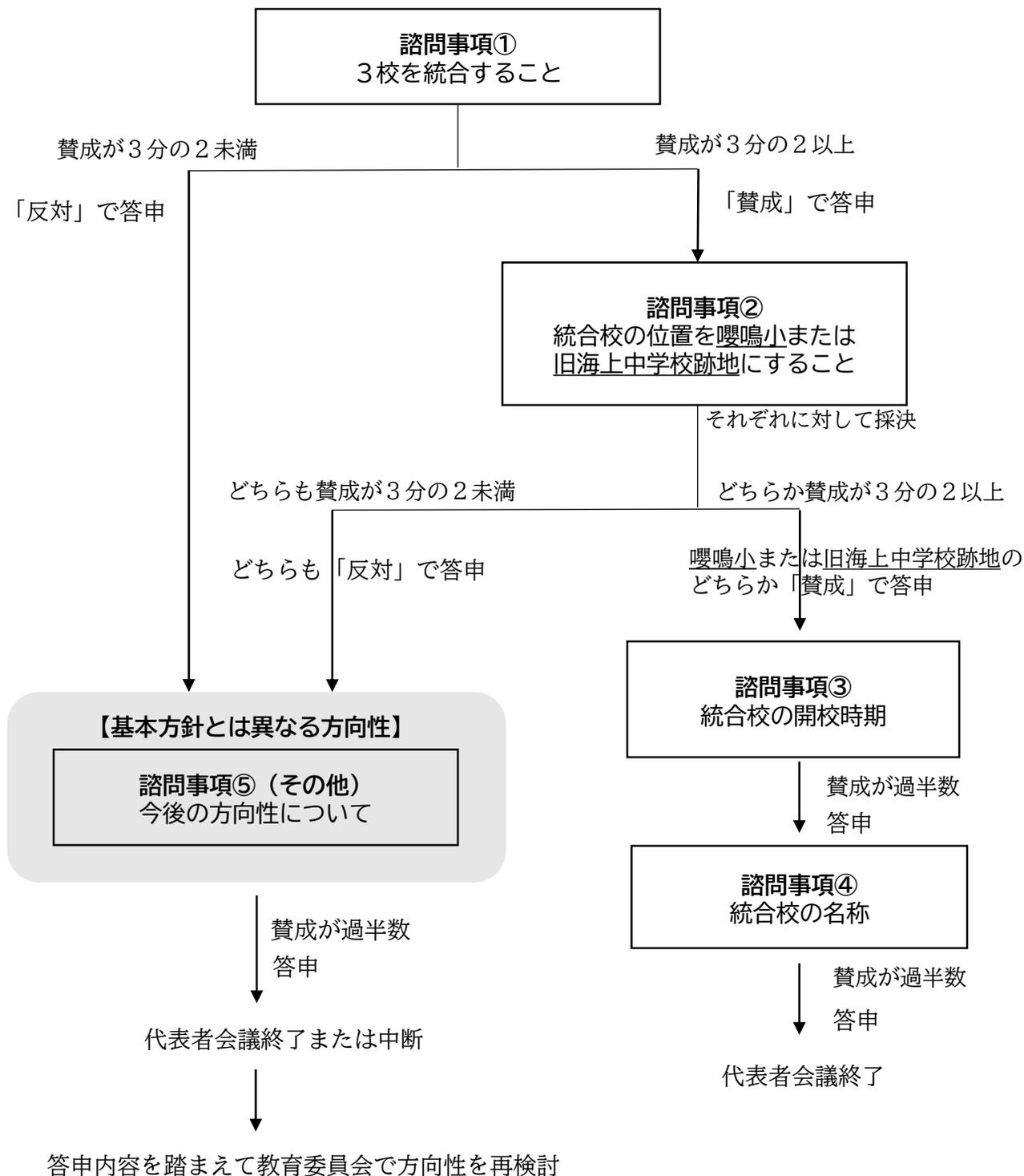
※4 地方公務員法（第3条）

第三条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

- 二 法令又は**条例**、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により**設けられた委員**及び委員会の構成員の職で臨時又は**非常勤のもの**

(仮称) 海上地域小学校代表者会議フロー図 (諮問・答申)



旭市学校再編代表者会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育環境の公平性と充実を図ることを目的に、市立の小学校及び中学校の再編を市民協働で進めるため市が設置する旭市学校再編代表者会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 旭市立小学校設置条例（平成17年旭市条例第131号）及び旭市立中学校設置条例（平成17年旭市条例第132号）に基づき設置された小学校及び中学校をいう。
- (2) 学校再編 特定の市立学校同士を統合し、又は廃止して、編成し直すことをいう。
- (3) 統合校 学校再編により市が新たに設置しようとする学校をいう。
- (4) 再編対象校 学校再編の対象となる市立学校をいう。
- (5) 通学区域 旭市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（平成17年旭市教育委員会規則第6号）第2条に規定する通学区域をいう。

(設置)

第3条 市は、学校再編を実施しようとする都度、旭市学校再編代表者会議（以下「代表者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第4条 代表者会議は、旭市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 学校再編の可否に関すること。
- (2) 統合校の位置に関すること。
- (3) 統合校の開校時期に関すること。
- (4) 統合校の名称に関すること。
- (5) その他学校再編に関すること。

(組織等)

第5条 代表者会議は、委員25人以内をもって組織する。ただし、再編対象校の通学区域の状況を考慮し、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 再編対象校の児童又は生徒の保護者の代表
- (2) 再編対象校の通学区域の地域住民の代表
- (3) 再編対象校の学校教育関係者
- (4) 再編対象校の通学区域の福祉関係者
- (5) 再編対象校の通学区域の青少年育成関係者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の規定による答申が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 代表者会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 代表者会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第4条第1号及び第2号に掲げる事項に係る議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 代表者会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処

理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、代表者会議に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 代表者会議の設置後最初の会議は、第7条第1項の規定に関わらず、教育委員会教育長が招集するものとする。

(旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年旭市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中教育支援委員会調査員の項の次に次のように加える。

学校再編代表者会議委員	日額	6,000円
-------------	----	--------

○旭市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成 17 年 7 月 1 日

告示第 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定め、審議会等の会議のより公正な運営及び透明性の向上を図ることにより、もって開かれた市政の実現に資することを目的とする。

(審議会等)

第 2 条 この要綱において「審議会等」とは、実施機関（旭市情報公開条例（平成 17 年旭市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に掲げる機関をいう。）に設置された審議会、協議会等をいう。

(会議の公開の原則)

第 3 条 審議会等の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 会議において、条例第 12 条各号に掲げる不開示情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められるときで、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合

(会議開催の事前公表)

第 4 条 審議会等は、公開する会議を開催する場合は、会議開催予定日の 1 週間前までに次の各号に掲げる事項について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じた場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴人の定員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審議会等が必要と認める事項

(会議の公開の方法)

第5条 審議会等の会議の公開の方法は、会場内に傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 傍聴を希望する者が定員を超える場合は、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選等他の方法により傍聴人を決定することができる。

3 審議会等は、会議を公開する際、旭市傍聴要領(別記様式)を傍聴人に配付すること等により、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場内の秩序維持に努めるものとする。

(会議資料の提供)

第6条 審議会等は、会議を公開する場合、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配付するよう努めなければならない。

(会議結果等の公開)

第7条 公開した審議会等の会議結果は、条例に基づき原則公開とし、会議終了後、速やかにこれを一般の閲覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行

旭市学校再編基本方針について

【目的】

将来を担う子どもたちの教育環境の公平性と充実を図っていく

①教育環境の公平性

現在の学校規模の地域格差を是正（特に複式学級の解消）し、児童生徒が等しく教育を受けられる環境づくりに努めます。

②教育施設の充実

人口減少による財政規模の縮小を踏まえたうえで今後も健全な施設を維持していくためには、施設の統廃合が必要となります。

【施設の有効利用】

効率的な学校再編を実施するため、改修や増築等により既存学校施設を統合校として有効利用します。ただし、統合の規模や立地条件等により新設を検討します。

（仮称）海上地域小学校

鶴巻小、滝郷小、嚶鳴小を1校に統合。

既存施設の有効利用という基本方針を踏まえると嚶鳴小が統合校の第一候補となり、新築する費用面や工事期間を踏まえると、旧海上中跡地は統合校の第二候補となる。

1. 児童数の推計（令和7年1月時点）

鶴巻小学校

	2024 R06	2025 R07	2026 R08	2027 R09	2028 R10	2029 R11	2030 R12
1年生	7	15	16	13	15	11	13
2年生	20	7	15	16	13	15	11
3年生	17	20	7	15	16	13	15
4年生	13	17	20	7	15	16	13
5年生	10	13	17	20	7	15	15
6年生	18	10	13	17	20	7	15
合計	85	82	88	88	86	77	82

滝郷小学校

	2024 R06	2025 R07	2026 R08	2027 R09	2028 R10	2029 R11	2030 R12
1年生	11	7	8	10	7	7	5
2年生	15	11	7	8	10	7	7
3年生	13	15	11	7	8	10	7
4年生	20	13	15	11	7	8	10
5年生	14	20	13	15	11	7	8
6年生	13	14	20	13	15	11	7
合計	86	80	74	64	58	50	44

嚶鳴小学校

	2024 R06	2025 R07	2026 R08	2027 R09	2028 R10	2029 R11	2030 R12
1年生	65	64	49	47	40	45	42
2年生	63	65	64	49	47	40	45
3年生	61	63	65	64	49	47	40
4年生	71	61	63	65	64	49	47
5年生	59	71	61	63	65	64	49
6年生	57	59	71	61	63	65	64
合計	376	383	373	349	328	310	287

3校合計

	2024 R06	2025 R07	2026 R08	2027 R09	2028 R10	2029 R11	2030 R12
1年生	83	86	73	70	62	63	60
2年生	98	83	86	73	70	62	63
3年生	91	98	83	86	73	70	62
4年生	104	91	98	83	86	73	70
5年生	83	104	91	98	83	86	72
6年生	88	83	104	91	98	83	86
合計	547	545	535	501	472	437	413

※R7の1年生は入学予定者数

※R8～R12の1年生は現在その学区に住んでいる5歳～1歳の人数

※嚶鳴小は区域外通学の人数を考慮すると推計より増加する可能性あり

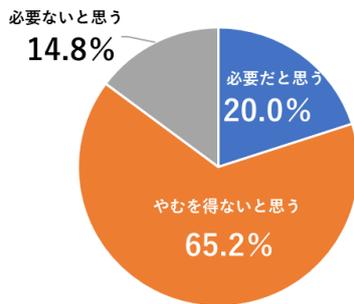
（R6：区域外通学51人、嚶鳴学区から他学区に通学30人、差し引き+21人）

※ 8 複式学級が発生する可能性がある学年（2学年の児童数の合計が16人以下の場合（1年生除く））

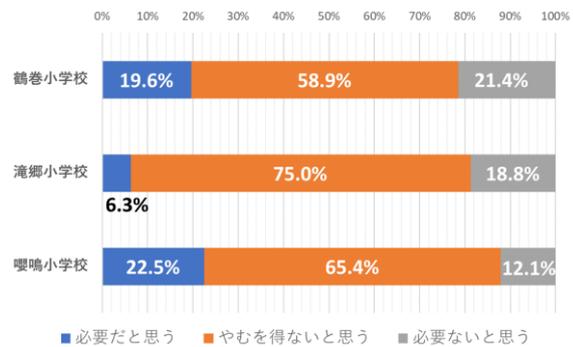
2. 保護者アンケート結果抜粋 (R5.7月実施)

1. 学校統合は必要だと思いますか。

【小学校計】



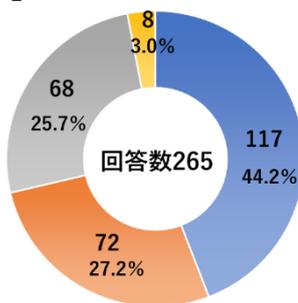
【学校別】



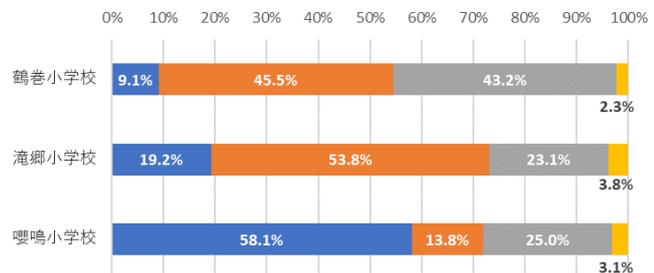
	小学校計			鶴巻小		滝郷小		嚶鳴小	
	人数	割合		人数	割合	人数	割合	人数	割合
必要だと思う	54	20.0%		11	19.6%	2	6.3%	41	22.5%
やむを得ないと思う	176	65.2%		33	58.9%	24	75.0%	119	65.4%
必要ないと思う	40	14.8%		12	21.4%	6	18.8%	22	12.1%
合計	270	100.0%		56	100.0%	32	100.0%	182	100.0%

3. 統合する場合、基本方針では海上地域の3校を統合し、統合先を嚶鳴小もしくは近隣市有地で検討していますが、このことについてどう思いますか。

【全体】

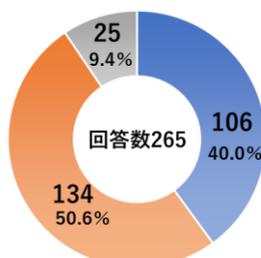


【学校別】



	全体			鶴巻小		滝郷小		嚶鳴小	
	人数	割合		人数	割合	人数	割合	人数	割合
嚶鳴小を活用して3校の統合に賛成	117	44.2%		4	9.1%	5	19.2%	93	58.1%
近隣市有地を活用して3校の統合に賛成	72	27.2%		20	45.5%	14	53.8%	22	13.8%
どちらでもよい	68	25.7%		19	43.2%	6	23.1%	40	25.0%
その他	8	3.0%		1	2.3%	1	3.8%	5	3.1%
合計	265	100.0%		44	100.0%	26	100.0%	160	100.0%

4. 統合する場合、その時期はいつ頃が望ましいと思いますか。



- できるだけ早く (5年以内)
- 5年~10年以内
- それ以降でよい

回答内容	人数	割合
できるだけ早く (5年以内)	106	40.0%
5年~10年以内	134	50.6%
それ以降でよい	25	9.4%
合計	265	100.0%

旭市立鶴巻小学校学校再編地域検討会議 検討結果

旭市学校再編基本方針の（仮称）海上地域小学校について、旭市立鶴巻小学校学校再編地域検討会議において検討した結果、下記のとおりとなった。

鶴巻小、滝郷小、嚶鳴小を 1 校に統合することに「賛成」

統合校の位置について、嚶鳴小は「反対」

旧海上中学校跡地は「概ね賛成」

【検討の経緯と理由】

鶴巻小学校は、明治 22 年の創立以来、地域と共に歩んできた歴史と伝統があり、地域に根付き親しまれている学校であるが、近年の少子化で児童数は令和 6 年度には 85 名となり、さらに減少していくことが見込まれている。

会議の中では、今後の児童数減少を考えると統合はやむを得ないという意見が多数であり、鶴巻小学校、滝郷小学校、嚶鳴小学校を 1 校に統合することに「賛成」となった。

統合校の位置：嚶鳴小学校

嚶鳴小学校を統合校として活用するには敷地が手狭であるという意見が多く、周辺交通渋滞も危惧される。また、校舎の耐用年数を踏まえると、今後掛かる建設費用を先送りしているだけであり、建設費の目安として示された 10 億円よりも改修工事に金額が掛かる可能性もあるため、それだけ費用を掛けるなら新しい場所、新しい校舎でスタートさせたいという理由などから、統合校の位置を嚶鳴小学校にすることには「反対」となった。

統合校の位置：旧海上中学校跡地

旧海上中学校跡地を統合校の位置とすることは、すでに十分な面積の敷地が確保できているため早く統合できるが、周辺道路の安全対策が必要という意見があった。海上中学校北側農地が不可能なら仕方がないという理由などから「概ね賛成」となった。

委員提案

統合校の位置：海上中学校北側農地

旭市学校再編基本方針では候補地としていない場所だが、委員より統合校の位置として提案があった。会議の中では、近隣に中学校や公園等があるため駐車場が十分に確保できる、立地的にも地域の中心にあるため3校の児童が平等に通学できるという理由などから、多数の委員が候補地として望んでいた。

その他の意見

- ・統合中学校の検討を先に進め、その結果により小学校の位置を決めていくことも考えるべきではないか。
- ・鶴巻小学校と滝郷小学校を先に統合して、児童数の状況を見ながら3校の統合を検討してはどうか。
- ・公民館なども含めた一体的な施設として整備してはどうか。

【会議の概要】

第1回 (R6.7.5)	(1) 旭市学校再編基本方針の概要について (2) 海上地域小学校の現状と保護者アンケート結果について (3) 意見交換
第2回 (R6.8.1)	(1) 学校再編の目的について (2) 事例紹介(香取市立山田小学校・東庄町東庄小学校) (3) 統合校の候補地について (4) 意見交換
第3回 (R6.9.27)	(1) 3校の統合について (2) 意見交換
第4回 (R6.10.29)	(1) 統合校の位置について (2) 意見交換
第5回 (R6.12.17)	(1) 学校再編地域検討会議の検討結果について

令和6年12月17日

旭市教育委員会

旭市立滝郷小学校学校再編地域検討会議 検討結果

旭市学校再編基本方針の（仮称）海上地域小学校について、旭市立滝郷小学校学校再編地域検討会議において検討した結果、下記のとおりとなった。

鶴巻小、滝郷小、嚶鳴小を1校に統合することに「賛成」

統合校の位置について、嚶鳴小は「反対」

旧海上中学校跡地は「賛成」・「反対」の意見が分かれた

【検討の経緯と理由】

滝郷小学校は、明治18年の創立以来、地域と共に歩んできた歴史と伝統があり、地域に根付き親しまれている学校であるが、近年の少子化で児童数は令和6年度には86名となり、複式学級が発生することが現実的となっている。

会議の中では、滝郷地区に学校を残したいという気持ちがある一方で、複式学級を避けるために統合はやむを得ないという意見が多数あり、鶴巻小学校、滝郷小学校、嚶鳴小学校を1校に統合することに「賛成」となった。

統合校の位置：嚶鳴小学校

複式学級を踏まえてスピード感を考えると、嚶鳴小学校の敷地の拡張や安全対策などの然るべき対策を取る条件付きであれば賛成できるという意見があった一方、嚶鳴小学校を統合校として活用するにはやはり敷地が狭いことや、滝郷や鶴巻の子ども達が引け目を感じてしまうことがないようにしたいという意見があった。また建設費用以外のメリットが何も感じられず、駐車場がしっかり確保できる場所で新築することが望ましいという理由などから、統合校の位置を嚶鳴小学校にすることには「反対」となった。

統合校の位置：旧海上中学校跡地

旧海上中学校跡地を統合校の位置とすることは、登下校の安全性が確保できて、嚶鳴小学校との2択しかないのであれば「賛成」という意見がある一方で、周辺の道路環境の対策が難しく危険、海上中学校周辺に建ててもらいたいという理由などから「反対」という意見もあり、意見が分かれる結果となった。

委員提案

統合校の位置：海上中学校北側農地

旭市学校再編基本方針では候補地としていない場所だが、委員より統合校の位置として提案があった。会議の中では、地域の中心辺りにあり、周辺に公共施設や公園があるため駐車場も十分確保できる海上中学校周辺にまとめたほうがよいなどの理由があり、多数の委員が候補地として望んでいた。

中学校の再編について

- ・統合中学校の位置が基本方針に示される海上中学校ではなく、新しい場所での新築となった場合、空いた海上中学校校舎を統合小学校として活用することができるため、並行して中学校の再編を進めるべきではないかとの意見が委員より多数あった。

その他の意見

- ・複式学級の解消という大前提があるので、中学校の統合を進めつつ、滝郷小学校と鶴巻小学校を先に統合していくことも考えられる。

【会議の概要】

第1回 (R6.7.9)	(1) 旭市学校再編基本方針の概要について (2) 海上地域小学校の現状と保護者アンケート結果について (3) 意見交換
第2回 (R6.8.2)	(1) 学校再編の目的について (2) 事例紹介（香取市立山田小学校・東庄町東庄小学校） (3) 統合校の候補地について (4) 意見交換
第3回 (R6.9.30)	(1) 3校の統合について (2) 意見交換
第4回 (R6.10.30)	(1) 統合校の位置について (2) 意見交換
第5回 (R6.12.19)	(1) 学校再編地域検討会議の検討結果について

令和6年12月19日

旭市教育委員会

旭市立嚶鳴小学校学校再編地域検討会議 検討結果

旭市学校再編基本方針の（仮称）海上地域小学校について、旭市立嚶鳴小学校学校再編地域検討会議において検討した結果、下記のとおりとなった。

鶴巻小、滝郷小、嚶鳴小を1校に統合することに「賛成」

統合校の位置について、嚶鳴小と旧海上中学校跡地のいずれも

「賛成」・「反対」の意見が分かれた

【検討の経緯と理由】

嚶鳴小学校は、明治39年の創立以来、地域と共に歩んできた歴史と伝統があり、地域に根付き親しまれている学校である。令和6年度の児童数は376名と適正規模を維持しているが、海上地域の鶴巻小学校や滝郷小学校では既に児童数が著しく減少しており、複式学級の発生が現実的になっている。

会議の中では、保護者アンケートの結果や海上地域全体の子どもたちの教育環境を考えると統合はやむを得ないという意見が多数であり、鶴巻小学校、滝郷小学校、嚶鳴小学校を1校に統合することに「賛成」となった。

統合校の位置：嚶鳴小学校

嚶鳴小学校を統合校として活用するのは、保護者アンケートの結果や初期費用を一番抑えられる、隣接する土地の拡張性が高いといった理由などから「賛成」とする意見がある一方で、嚶鳴小学校の児童数推移が不明確なため増改築がさらに必要になる可能性があることや、送迎の際の周辺道路の混雑が懸念されるという理由などから「反対」という意見もあり、意見が分かれる結果となった。

統合校の位置：旧海上中学校跡地

旧海上中学校跡地を統合校の位置とすることは、十分なスペースがあり、スクールバスを出してもらえれば「賛成」という意見がある一方で、県道は交通量が多く安全性に劣る、嚶鳴学区の多くの子ども達の徒歩通学が大変になるという理由などから「反対」という意見もあり、意見が分かれる結果となった。

委員提案

統合校の位置：海上中学校北側農地

旭市学校再編基本方針では候補地としていない場所だが、委員より統合校の位置として提案があった。会議の中では、地区の中央に位置し、使いやすい土地なので長い目で見ると一番理想的、中学校や公園が隣にあると駐車場が使えて、子育ての面からも魅力的という理由などがあり、委員から候補地として提案があった。

その他の意見

- ・校舎新築には時間がかかるため、鶴巻小学校と滝郷小学校の複式学級解消のためにも、先に鶴巻小学校と滝郷小学校の2校を統合し、段階的に3校で統合を進めてはどうか。

【会議の概要】

第1回 (R6.7.10)	(1) 旭市学校再編基本方針の概要について (2) 海上地域小学校の現状と保護者アンケート結果について (3) 意見交換
第2回 (R6.8.5)	(1) 学校再編の目的について (2) 事例紹介（香取市立山田小学校・東庄町東庄小学校） (3) 統合校の候補地について (4) 意見交換
第3回 (R6.10.2)	(1) 3校の統合について (2) 意見交換
第4回 (R6.11.5)	(1) 統合校の位置について (2) 意見交換
第5回 (R6.12.23)	(1) 学校再編地域検討会議の検討結果について

令和6年12月23日

旭市教育委員会